

「里親」を知っていますか

里親とは

保護者の病気や養育困難、または保護者がいないなどさまざまな事情で、自分の家庭で暮らせない子どもたちがいます。こうした子どもたちを家庭に迎え入れ、養育を行うために、児童福祉法では「里親」制度を定めています。

市の取り組み

市では、三重県里親会、児童養護施設、NPO法人、行政などで里親支援ネットワークを構成し、里親の普及に努めています。

里親養育は「公的な」養育です！里親は子どもの育ちの応援団

里親の種類

養育里親

保護者と生活ができるようになるまで、または自立して生活できるようになるまで(原則18歳まで)養育する里親です。養育期間は、1カ月未満の場合もあれば、数年間の場合もあります。

親族里親

保護者の死亡、行方不明などにより、子どもを養育できなくなった場合に、子どもの扶養義務者である親族(祖父母など)が子どもを養育する里親です。

専門里親

虐待を受けた子ども、非行傾向のある子ども、障がいのある子どもなど、特に専門的な支援が必要な子どもを養育する里親です。

養子縁組里親

養子縁組によって養親となることを希望する里親で、養子縁組が成立するまで里親として養育します。

里親になるまでの流れ

里親になるには一定の要件が必要です。また、研修受講や施設実習が必要です。詳しくは、北勢児童相談所へご相談ください。

①相談

里親制度について詳しく説明します。里親についてご理解いただいたら、家族同意の上、申し込みください。

②調査・研修

児童相談所の職員が家庭訪問し、調査を行います。その間、里親制度等に関する研修を受講していただきます。

③審査・登録

児童福祉審議会などでの審議を経て、里親として認定されると、里親名簿に登録されます。

④更新

養育里親は5年、専門里親は2年ごとに更新研修を受講していただきます。

里親説明会が開催されます!!

とき 11月23日(祝) 午前10時～正午

場所 四日市市総合会館(四日市市諏訪町2-2)

料金 無料 申込 不要

問 県児童相談センター 家庭児童支援課 (☎059-231-5669 FAX 059-231-5904)

問 子ども総合相談センター (☎24-1298 FAX 22-7811)、北勢児童相談所(☎059-347-2030 FAX 059-347-2056)